

(趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江・丹生消防組合火災予防違反処理規程(平成16年鯖江・丹生消防組合消防本部訓令第2号。以下「規程」という。)第46条に基づき、必要な事項を定める。

(令3消本訓令6・一部改正)

(違反の覚知)

第2条 違反の覚知は、原則として消防法(以下「法」という。)第4条、第16条の5に基づく立入検査を実施してその事実を確認するものとする。

(令3消本訓令6・一部改正)

(違反処理手順)

第3条 違反処理手順は、総務省消防庁作成の違反処理標準マニュアルまたは危険物施設違反処理マニュアル(以下「違反処理マニュアル」という。)を参照し処理すること。

(令3消本訓令6・一部改正)

(違反の区分および違反処理基準)

第4条 違反の区分および違反処理基準の規程別表(以下「別表」という。)第1については、法に命令の根拠があるものをいい、別表第2については、罰則の適用を促すための措置として告発または過料事件の通知を行うものをいい、次の点に留意すること。

(1) 規定違反に対する直接の罰則規定に該当するもの(命令の根拠のないもの)は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 刑法上に定めのある罰則(罰金、拘留など)であり、刑事訴訟法の適用を受けるため告発をもって対応する。また、必要に応じて事前に警告書を交付するものとする。

イ 秩序罰の過料事件の通知については、規程第28条の規定に基づき行うものであるが、これは、法第8条の2の3第5項または法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った場合に行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって、刑事訴訟法の適用を受けずに非訟事件手続法の適用を受けることになり、管轄の警察署長等に対する通知をもって対応するものである。なお、通知の事前段階に行政指導として警告書をもって届出を促すものとする。

2 規程第4条第2号に規定する特異な違反事案で違反処理を留保する場合は、次の例によるものとし、告発留保報告書(様式第1号)により措置し留保するものとする。

(1) 都市計画に基づき諸工事が具体化し、建物の移転、改築が予定されている場合

(2) 老朽等による建物の取り壊しおよび跡地利用が具体化している場合

(3) 民事係争事案のうち、当事者の権利関係が未確定であるため、名あて人の特定が不能または困難である場合

(4) その他、社会通念上妥当と思われる理由がある場合

3 安全担保措置

前項により違反処理を留保する場合は、違反内容の危険性に対応した安全対策措置を講じさせ、その事実を記録しておくこと。

(令3消本訓令6・一部改正)

(違反処理上の図面の作成および写真撮影)

第5条 違反処理手続きは、刑事訴訟に関する事項でもあるので、実況見分調書および質問調書を作成する場合には、違反事実を特定するため次の事項に留意しながら図面を作成し、また、努めて違反の現場を写真撮影すること。ただし、関係者から撮影を拒否された場合は、強行せずに違反事実の現認(実況見分)および質問調書によって補完すること。

(1) 図面

ア 地形、地上物などの表示は国土地理院の地形図式を、建築物等の図面は一般的に用いられる製図記号を用いるとともに、必要に応じ説明書きを加えること。

イ 正確な尺度に基づき作図すること。

ウ 作成する図面は、付近見取図、建物配置図および平面図(必要な階および部分)とし、写真撮影できない場合等で必要な場合は、建物立面図もしくは違反状況が分かる拡大図等を作成すること。

(2) 写真

ア 写真の信ぴょう性を確保するため、関係者の立会いを求めるとともに、努めて立会人の立会状況を撮影すること。

イ 撮影者名および撮影年月日を記録しておくこと。

ウ 拡大写真を撮影する場合は、被写体の位置と方角が判断できる全体写真も撮影しておくこと。

エ 危険物等を収去する場合は、その状況を必ず撮影すること。

オ 違反事実の特定に重要な部分の寸法測定にあたっては、巻尺を当てて写真を撮影すること。

(令3消本訓令6・一部改正)

(違反調査報告書の作成要領等)

第6条 規程第9条に規定する違反調査報告は、後々の裏付け証拠として徴するものですべての違反について徴する必要はなく、階段部分への物件存置などの一過性のものについては徴するが、動かし難い明確な違反については徴する必要はない。

- (1) 関係者の所在地、名称、氏名、生年月日、違反事実を確認した年月日時分、調査員の所属、階級および氏名等を記入すること。
- (2) 違反の事実をありのまま記載すること。

(令3消本訓令6・一部改正)

(実況見分調書の作成要領等)

第7条 規程第10条に規定する実況見分調書(様式第2号)は、次により作成すること。

(1) 記載事項

ア 形式的な内容

- (ア) 見分者の所属、階級、氏名
- (イ) 実況見分の日時、場所
- (ウ) 実況見分の立会人(役職・住所・氏名・生年月日)

イ 実況見分の項目

- (ア) 現場の位置および周囲の状況
- (イ) 現場の状況
- (ウ) 収去物件および収去方法
- (エ) 関係者の指示説明
- (オ) 図面、写真その他必要な資料

(2) 記載上の留意事項

ア 実況見分の日時欄

実際に実況見分を開始した日時と終了した日時を記載すること。実況見分を日没、降雨などやむを得ない理由で中断した場合は、その理由と中断した日時を簡記すること。

イ 実況見分の立会人欄

立会人の職、氏名のほか、「防火管理者」「占有者」等その立会人がどのような資格(立場)で立ち会ったかを明らかにすること。

ウ 実況見分の内容

- (ア) 事実在即し、ありのままを記載し、必要以外の修飾語を用いない。
- (イ) 意見や推測を記載しないこと。ただし、見分の場所において見分者の直接見たもの、触れたものおよび嗅いだ臭いについての判断を記載することは差し支えない。
- (ウ) 見分者の質問内容は記載する必要はない。

(令3消本訓令6・一部改正)

(質問調書の作成要領等)

第8条 規程第11条に規定する質問調書(様式第3号)は、おおむね次に掲げる事項について聴取すること。

(1) 質問事項

ア 違反者に対するもの

共通事項

供述者の住所、氏名、生年月日、職業、入社時期・地位・職務内容、入社前および入社後の経歴等

イ 違反事実関係

- (ア) 違反の構成要件事実(命令違反の事実、命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実等)
- (イ) 違反事実の認識
- (ウ) 違反に伴う危険性の認識
- (エ) 違反を是正しない理由
- (オ) その他必要と認める事項

ウ 情状関係

- (ア) 違反を行った動機、各種資格の取得状況、法令を遵守すべき立場にありながら違反をし、もしくは改善を怠った意思の確認
- (イ) 違反に伴う危険性の認識、反省等
- (ウ) 同一違反の繰り返し
- (エ) 違反事実の有無等
- (オ) その他情状的事実

エ 法人の関係者に対するもの

- (ア) 会社の組織、業務内容
- (イ) 法人の業務と違反との関係

- (ウ) 当該違反防止に係る注意、監督怠慢の事実
 - (エ) 防火管理体制または保安管理体制
 - (オ) その他必要と認める事項
 - オ 第三者、参考人に対するもの
 - (ア) 当該違反者との関係
 - (イ) 災害の目撃等の状況
 - (ウ) その他必要と認める事項
 - (2) 一般留意事項
 - ア 録取場所は、プライバシーを保護するため、努めて被質問者、録取者および記録者以外の者が立ち入らない独立した場所で行うこと。
 - イ あらかじめその事案に必要なと思われる質問事項を用意し、順序だてて質問するように心掛けること。
 - ウ 供述内容が異なるごとに項を分けて追番号で区分して記載すること。
 - エ 任意性を高めるため、否定した事実も記載し、不十分な供述には補完質問をすること。
 - オ 当人の供述内容または他の供述内容との間の矛盾があれば追求し、明確にすること。
 - (3) 八何(六何)の原則について

すべての違反には、その構成要件が定められており、一定の違反ありとするためには、少なくとも次の八何(六何)の原則からなる基本的構成要件を満たすだけの事実が存在しなければならない。

 - ア 違反事実を特定する上で必ず次の事項を記載するものとする。
 - ① 誰が(違反の主体)
 - ② 誰と共に(共犯)
 - ③ いつ(違反の事実)
 - ④ どこで(違反の場所)
 - ⑤ なぜ(目的・動機)
 - ⑥ 誰にまたは何を(違反の客体)
 - ⑦ どんな方法で(違反の手段、方法)
 - ⑧ 何をしたか(違反行為の結果)
 - (4) 質問調書記載上の留意事項
 - ア 2枚以上のものにあっては、録取者(記録者がいる場合は記録者)の契印をすること。
 - イ 記載にあたっては、文字を改変しないこと。また、文字を加え削った場合は欄外に「加○字」もしくは「削○字」とその文字数を記載し、加削した場所に録取者(記録者がいる場合は記録者)の押印をすること。なお、文字を削る場合には削った部分に前に何が書いてあったか判読できるように、横2本線を引いて字体を残すこと。(刑事訴訟法第198条第4項、第5項ならびに刑事訴訟規則第58条および第59条参照)
 - ウ 録取後読み聞かせて、異議がないか十分確認すること。
 - エ 質問の録取後は供述者の署名または押(指)印を求め、録取者が署名押印すること。(刑事訴訟法第198条第5項および第322条参照)なお、供述者に指印させる場合は、原則として左人差し指(第2指)によること。なお、署名または押(指)印を拒否した場合は、その旨記載し強要しないこと。
 - オ 立会者や通訳者がいる場合は、供述者の次の行に記載し、署名を求めること。
 - カ 供述者から複写機により複写された文書等を求められた場合、鯖江・丹生消防組合情報公開条例(平成11年条例第1号)の規定に基づく手続きが必要でありその場で渡してはならない。
(令3消本訓令6・一部改正)
- (関係行政機関との連携)
- 第9条 規程第12条に規定する関係行政機関に関する事案処理については、予防課または防火指導課が処理する。
- 2 報告および回答、照会については、通知書(様式第4号)、または火災予防関係事項照会書を使用すること。
(令3消本訓令6・一部改正)
- (警告書の作成要領等)
- 第10条 規程第13条第1項に規定する警告書は、次の要領で作成すること。
- (1) 規程別表第1関係
 - ア 令達番号

令達番号は、消防署文書整理簿の番号を記入すること。
 - イ 名あて人の住所氏名
 - (ア) 住所
 - a 自然人の場合は、その者の住所を正確に記入すること。
 - b 法人の場合で代表者あてとするときは本店の所在地、支配人(支店長・工場長等商法第38条に定める代理権を有する者)あてとするときは、当該支配人が管理する防火対象物の所在地を正確に記入すること。
 - c 法人の場合は、住所の下に事業所の名称を記入すること。
 - (イ) 氏名

- a 警告事項の履行義務者の氏名を正確に記入すること。
- b 法人の場合は、氏名の前に職務上の地位を記入すること。
- c 防火対象物が賃貸等により、その使用体系と管理体系が分かれている場合には、だれが警告事項の履行義務者であるかを確認し記入すること。

(2) 本文の作成

本文中の「上記防火対象物は、」の後に次の適用する法条の要件を記入すること。

ア 法第3条の軽易な違反の警告

- (ア) 火災の予防に危険である。
- (イ) 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。

イ 法第5条違反の警告

- (ア) 火災の予防に危険である。
- (イ) 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。
- (ウ) 火災が発生したならば人命に危険である。
- (エ) 火災予防上必要がある。

ウ 法第5条の2違反の警告

- (ア) 火災の予防に危険である。
- (イ) 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。
- (ウ) 火災の場合における人命の危険を除去することができない。

エ 法第5条の3の軽易な違反の警告

- (ア) 火災の予防に危険である。
- (イ) 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。

オ 法第8条第1項違反および第17条の3の3違反の警告

- (ア) 防火管理者が未選任
- (イ) 防火管理業務が不適正
- (ウ) 法第8条第1項(または法第8条第2項)の規定に違反している。

カ 法第8条の2違反の警告

- (ア) 共同防火管理協議事項が未決定または未作成
- (イ) 法第8条の2第1項(または法第8条の2第2項)の規定に違反している。

キ 法第8条の2の2違反の警告

- (ア) 定期点検が未実施であるにもかかわらず、点検済みの表示をしている。
- (イ) 定期点検が未実施であるにもかかわらず、点検済みの表示と紛らわしい表示をしている。

ク 法第17条第1項違反の警告

消防法第17条第1項の規定に違反している。

(3) 所在地、名称

防火対象物または危険物施設の所在地、名称を正確に記入すること。

(4) 警告事項

ア 防火対象物または危険物施設に関する事項

違反処理基準に基づき、違反事項を記入し、末尾には警告内容に係る消防法令等の適用条項号をカッコ書きで記入すること。

イ 措置すべき内容

上記違反内容に対する措置すべき事項を記入すること。

(5) 履行期限

ア 履行期限は、社会通念上および火災予防上の見地から判断して、履行可能で、かつ妥当なものとするこ

と。なお、違反の内容および対象物の構造、規模、用途等により一様に定めることは困難であるが、一応の目安は別表第1の「警告書等作成上の履行期限」のとおりとする。

イ 改善結果(計画)書を提出させる場合には、警告書の警告事項欄に履行期限を記入すること。なお、提出期日は、おおむね10日とする。

(6) 警告書の交付

警告書は、名あて人に直接交付し、受領書(様式第5号)の提出を求めること。

(7) その他

警告書が2枚以上にわたる場合は、その一体性を証するため公印で契印すること。

2 規程別表第2関係(規定違反に対する直接の罰則規定が適用される違反)

本文中「立入検査を行ったところ」の次に「次の事項が」と記入し、その後に、規程別表第2違反事項の法条の根拠規定を記入すること。(例：「次の事項が消防法第〇〇条第〇項の規定に違反している。」)

(令3消本訓令6・一部改正)

(違反調査報告書の作成要領等)

第11条 規程第9条第3項および第34条第1項第1号に規定する違反調査報告書の作成要領および調査員の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 違反調査報告書(様式第6号)の作成要領

- ア 違反者の所在地の住民票、戸籍謄本(抄本)、登記簿謄本等により確認すること。
- イ 違反事実欄は、明確かつ簡潔に記載すること。
- ウ 違反の概要欄は、発生事由、経過等、背景および関係者の動向等について記載すること。
- エ 参考事項欄は、過去の立入調査経過その他違反処理を行う上で参考となる事項を記載し、当該参考事項に係る査察結果報告書等の関係資料がある場合は、これを添付すること。
- オ 当該違反事実を明らかにするため、図面または写真を添付すること。

2 調査員の留意事項

調査を命じられた調査員は、違反に係る事実を確認し把握するとともに、関係者、違反行為者等の人的関係および周囲の状況等の事実関係を明らかにすること。

(1) 調査にあたっては、次の事項に留意して実施すること。

- ア 適正かつ公平な調査を旨とし厳正な態度で臨むこと。
- イ 関係者等の民事上の紛争には関与しないこと。
- ウ 違反事実の特定には、調査対象物の用途、構造、規模、収容人員等の確認と併せて、増改築、変更等の年月日の把握を的確に行うこと。
- エ 違反者の特定にあたっては、義務(権限)のない者を違反処理の客体としないこと。
- オ 資料の収集にあたっては、法第4条または第16条の5の規定に基づく、資料提出命令、報告徴収等の権限を有効に活用すること。
- カ 違反事実の証拠保全のため、写真を積極的に活用し必要に応じ実況見分調書を作成すること。
- キ 違反の特定に必要な場合は、第9条に定める「関係行政機関との連携」により関係資料の閲覧若しくは情報提供を受ける等協力を求めること。
- ク 違反者または目撃者等の参考人に対する質問調書を作成する場合は、早期に行うこと。

3 違反処理経過の記録

違反対象物の違反確認からは正までの経過を把握するために、違反処理の経過を記録しておくものとする。

(令3消本訓令6・一部改正)

(事前手続き)

第12条 規程第15条に規定する事前手続きは、聴聞または弁明の機会の付与が必要な命令について定めておくものであり、行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行う場合には、行政手続法の適用を受け処分を受ける者に対して聴聞または弁明の機会を与え、この手続を経た後でなければ処分を行うことはできない。

(1) 聴聞の機会の付与される不利益処分(行政手続法第13条第1項第1号)

法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消し

※ 聴聞は、不利益処分を受ける者に口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやり取りを経て、事実判断を行う手続きである。

(2) 弁明の機会が付与される不利益処分(行政手続法第13条第1項第2号)

法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項および第8条第4項の規定に基づく命令

※ 弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続きである。

2 不利益処分を行う場合の手続き

(1) 聴聞の事務手続き

ア 聴聞主宰者の指定(行政手続法第19条)

聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。

イ 聴聞開催の通知(行政手続法第15条)

聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞通知書および処分の原因となる事実の認定資料目録(様式第7号)を添付し通知する。

(ア) 通知内容

- a 不利益処分の内容および根拠となる法令の条項
- b 不利益処分の原因となる事実
- c 聴聞の期日および場所

聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地

(イ) 教示しなければならない事項等

- a 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出しまたは聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。
- b 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

- c 不利益処分を受けるものが代理人を選任する場合の代理人選任届出書を作成し提出させること。また、代理人を解任した際の届出については、代理人資格喪失届出書を作成し届出させること。

(ウ) 名あて人の所在が判明しない場合

行政手続法第15条第3項の規定に基づき、公示送達の方法により行い、公示場所は鯖江・丹生消防組合公告式条例(昭和44年条例第1号。以下「公告式条例」という。)第2条第2号に定める掲示場に掲示することとし、掲示開始から2週間を経過した時点で通知が到達したものとみなす。

(エ) 当事者に対する対応(行政手続法第16、17、18、20、21条)

当事者の権利である陳述書、証拠書類等の提出、証拠資料の閲覧、代理人、参加人申請等に対する速やかな対応を行う。

(オ) 聴聞の実施(行政手続法第20、22、23、25条)

当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理できる。

ウ 聴聞調書の作成(行政手続法第24条)

次の事項に注意し、聴聞調書(様式第8号)を作成すること。

(ア) 聴聞調書は聴聞主宰者が作成する。

(イ) 聴聞調書は聴聞の審理の経過を記載した調書であり、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参考人の陳述の要旨を明らかにしておくこと。

(ウ) 当事者等から提出された証拠書類等を添付すること。

エ 聴聞報告書の作成(行政手続法第24条)

次の事項に注意し、聴聞報告書(様式第9号)を作成すること。

(ア) 報告書は聴聞主宰者が作成する。

(イ) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載する。

(ウ) 聴聞調書とともに行政庁に提出する。

(2) 弁明の機会の付与の事務手続き

ア 弁明の機会の付与の通知(行政手続法第30条)

弁明書の提出期限までに相当な期間において不利益処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会の付与の通知書により通知する。

(ア) 通知内容は次のとおりとする。

a 不利益処分の内容および根拠となる法令の条項

b 不利益処分の原因となる事実

c 弁明書の提出先および提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合にはその旨、出頭すべき日時および場所)

d 弁明に関する事務を所掌する組織の名称および所在地

(イ) 弁明書の提出期限までの相当な期間

通常1週間から10日程度とする。

(ウ) 名あて人の所在が判明しない場合

聴聞の場合と同様の処理とする。

イ その他

(ア) 口頭による弁明の機会の付与が行われた場合は、弁明調書を作成すること。

(イ) 弁明調書には、署名を求めること。

(ウ) 不利益処分の決定

a 弁明手続き終了後、弁明の内容を十分に参酌して処分を決定すること。

b 正当な理由なく弁明書が提出されなかった場合には、事務処理を進め処分を決定すること。

(令3消本訓令6・一部改正)

(命令書の作成要領等)

第13条 規程第17条に規定する命令書は、次の要領で作成すること。

(1) 令達番号

令達番号は、消防署文書整理簿の番号を記入すること。

(2) 名あて人の住所氏名

履行義務のない者を名あて人とするのしないように留意すること。その他、警告書の作成要領に準じる。

(3) 所在場所または所在地・名称

ア 屋外の火災予防措置命令

違反所在場所を正確に記入すること。

イ ア以外の命令書

違対象物の所在地、名称を正確に記入すること。

(4) 本文作成

ア 屋外の火災予防措置命令

本文中の「上記所在場所は、」の後に、次の適用する要件を記入すること。

(ア) 火災の予防に危険である。

(イ) 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。

イ 防火対象物に対する命令

本文中の「上記防火対象物は、」の後に、次の適用する要件を記入すること。

(ア) 法第5条第1項の命令

a 火災の予防に危険である。

b 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。

c 火災が発生したならば人命に危険である。

d 火災予防上必要がある。

(イ) 法第5条の2第1項第1号および第2号の命令

a 火災の予防に危険である。

b 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。

c 火災が発生したならば人命に危険である。

(ウ) 消防用設備等設置維持命令

本文中の「本命令に従わない場合は、」の後に、「消防法第41条」（設置命令の場合）または「消防法第44条」（維持命令の場合）を記入すること。

(5) 物件措置命令書

消防長または消防署長(以下「署長」という)以外の消防吏員(以下「職員」という。)が、法第3条第1項および第5条の3第1項の規定に違反する事案を発見した場合は、その場で物件措置命令書(様式第10号または様式第11号)を発令し、帰署後、違反調査報告書により署長に報告すること。なお、その場で改善されたものや期日までに改善されたものについては、命令書の交付は必要ないが、当該命令が履行されない場合は、早急に署長名で命令書を交付するとともに、法第5条の3第1項違反の場合は、併せて標識の設置等を公示すること。

なお、立入検査で発見した場合で口頭命令をする場合は、物件措置命令書を併せて交付するものとする。

2 命令内容等

(1) 命令事項の内容は、法令の規制範囲を逸脱しないこと。

(2) 履行期限は、命令事項中に記載すること。また、社会通念上および火災予防上の見地から判断し、履行可能にして、かつ、妥当なものとする。

(3) 命令を行う理由となる事実を、可能な限り具体的に記載すること。

(4) 根拠条文を記載する場合には、関係する法令の条項号の全てを記載すること。

(5) 違反記載内容は違反処理マニュアルを参考とすること。

(6) その他

命令書が2枚以上にわたる場合は、その一体性を証するため公印で契印すること。

3 教示

(1) 教示を求められた場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条の規定により教示しなければならない。

(2) 審査請求の相手方となる行政庁は、消防長が行った命令の場合は鯖江・丹生消防組合管理者(以下「管理者」という。)、署長が行った命令の場合は消防長、職員が行った命令の場合は消防署長とすること。

4 命令書の交付

命令書は、名あて人に直接交付し、受領書(様式第6号)の提出を求め、その他必要な事項を記載すること。なお、口頭による場合は、原則として事後に命令書を交付し、受領書を求める。この場合の命令書の日付は、当該命令を発動した日付とすること。

(令3消本訓令6・一部改正)

(公示の方法および公示の撤去等)

第14条 規程第18条に規定する公示は、当該規定に係る命令を行った場合、署長が行うもので、公示の方法等は次のとおりである。

(1) 公示の方法は、標識を鯖江・丹生消防組合を構成する市町の広報へ掲載するとともに、消防本部・消防署・分署・分遣所に提示し併せて情報提供として鯖江・丹生消防組合のホームページに掲載する方法(消防法施行規則第1条および公告式条例第2条第2項)とする。

(2) 標識の用紙は日本産業規格A3とする。

(3) 標識を設置する場所および方法について

ア 設置場所については、建物の敷地外に掲出することは道路使用許可等の問題があることおよび敷地と建物の権原が異なる場合があることから、建物出入口に掲出することを原則とする。

イ 標識の設置方法は、ラミネート等で加工し飛散防止をとること。なお、設置にあつては相手方に承諾をとること。

ウ 建物出入口が複数ある場合は、そのすべてもしくは主要な出入口に設置する。

エ テナントに標識を設置する場合は、建物の主要な出入口およびテナントの出入口付近の両方もしくはいずれかとする。

オ 標識の設置は複数の職員で行うこと。

カ 暴行または脅迫を受け、標識の設置を拒みもしくは妨げられた場合または設置した標識を損壊された場合にあっては、直ちに管轄警察署に告発する等必要な措置を講ずること。

(4) 公告する場合にあっては、命令事項の履行がなされた後に掲示することのないよう状況把握に努めるなど慎重な対応が必要である。

(5) 命令事項の履行によって命令の効力が消滅した場合、または一部の違反事項が是正され、もしくは代替措置等が講じられたことにより、火災危険の程度と命令内容が均衡を欠き、当該命令の効力を継続させることが不適切となった場合は、公示の撤去を行うものとする。

(令3消本訓令6・一部改正)

(催告書の作成要領等)

第15条 規程第20条の規定する催告書は、次の要領で作成すること。

(1) 本文中に違反防火対象物等の所在地、名称を記入し、名称の後に出頭させる目的を次の例により記入すること。

- ア 防火管理
- イ 共同防火管理
- ウ 防災対象物品
- エ 消防用設備等
- オ 火気設備
- カ 電気設備
- キ 指定可燃物
- ク 少量危険物
- ケ その他

(2) 日時

出頭させる日時を正確に記入すること。

(3) 場所

出頭させる場所を正確に記入すること。

(4) 聴取事項

聴取事項を、次の例を参考に具体的に記入すること。

- ア 防火管理者の選任について
- イ 消防計画の作成について
- ウ スプリンクラー設備の設置について
- エ 消防用設備等の点検および報告について
- オ ボイラー設備について
- カ 違反内容の改善状況
- キ 危険物保安監督者等の選・解任状況
- ク その他

(5) 持参する書類等

違反事項と関係のある書類等を次の例を参考に具体的に記入すること。

- ア 消防計画書の副本
- イ 防火対象物使用開始届出書の副本
- ウ 確認申請書(建築物)の副本
- エ 消防用設備等の設置届出書の副本
- オ 図面その他関係書類
- カ 危険物施設の許可書および完成検査済証
- キ 危険物保安監督者・従事者の届出書(写)

(令3消本訓令6・一部改正)

(命令の解除)

第16条 規程第21条に規定する命令の解除は、命令要件が全部または一部履行されたことにより受命者から命令の解除の申出があったとき、またはその事実を知ったときは、その履行状況を確認し、違反事項が改善されたと認めた場合は、速やかに命令を解除するものとする。

(令3消本訓令6・一部改正)

(許可の取消し)

第17条 規程第22条に規定する許可の取消しの取扱い、次のとおりとする。

(1) 許可の取消しを行ったときは、違反が是正された場合においても許可取消書を交付すること。

(2) 許可取消書の理由欄は、形式的に適用要件を記載すること。

(令3消本訓令6・追加)

(認定の取消し)

第18条 規程第23条に規定する特例認定取消書の取り扱い、次のとおりとする。

- (1) 法第8条の2の3第6項または法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消権者は、原則として認定した者と同一の者であること。
- (2) 認定の取消しを行ったときは、違反が是正された場合においても認定取消書を交付すること。
- (3) 認定取消書の理由欄は、形式的に適用要件を記載すること。

(令3消本訓令6・旧第17条繰下・一部改正)

(告発書の作成要領等)

第19条 規程第24条に基づく告発書は違反処理マニュアルを参考に次の要領で作成すること。なお、告発は、犯罪事実の構成要件に対応する証拠資料および犯罪の情状等の認定資料を収集整備した上で行うこと。

- (1) 捜査機関との事務打合せ

告発をしようとする場合には、事前に捜査機関と事務打合せをしておくこと。

- (2) あて先

あて先は、当該違反事案を管轄する捜査機関の警察署長または検察官に対して、告発書に関係証拠を添付して行う。

- (3) 被告発人

ア 自然人の場合は、戸籍および住民票の謄(抄)本より確認し、本籍、住所、職業、氏名および生年月日を記載すること。

イ 法人の場合は、本社(本店)の所在地(違反防火対象物が本社の所在地と異なるときは、下段に当該防火対象物の所在地を併記する。)、法人の名称、代表者の職名、代表者の住所および氏名を記載すること。

- (4) 罪名は、適用法条

ア 罪名は、「消防法違反」と記載する。罰則のある条例違反については、「鯖江・丹生消防組合火災予防条例違反」とする。

イ 適用法条は、犯罪事実に関する条項(関係する法令の条項号の全て)およびこれに対応する消防法上の罰則規定の条項号を記載し、違反事項が多い場合は、「別表のとおり」と記載し、当該別表に適用法条を記載すること。なお、法人を告発する場合、両罰規定を適用する場合には、法第45条を付記すること。

2 犯罪の事実

法人の業務内容または自然人の地位、職務内容、経歴等および自然人の違反行為の日時、場所、違反内容(罰条を構成する事実)を簡潔に記載すること。

3 証拠となるべき資料

違反事実を立証するための資料および情状に関する資料等を「別添資料のとおり」として告発書に添付すること。また、次に掲げる区分に従いできる限り詳細に作成すること。なお、告発後においても証拠資料を追加提出できるものである。

- (1) 共通的資料

ア 違反調査報告書(案内図、建物配置図、状況図、現場写真等を含む。)

イ 実況見分調書の写し

ウ 質問調書の写し

エ 指導資料(立入検査結果報告書、警告書等)の写し

オ 関係者の始末書等の写し

カ 火災等の災害があった場合の調査関係資料の写し

キ 陳述書、投書等の写し

ク 違反者の住民票謄(抄)本の写し

ケ 法人の商業登記簿謄(抄)本の写し

コ その他必要と認める資料の写し

- (2) 命令違反固有の資料

ア 命令の要件となる事実の物証または書証の写し

イ 命令書および受領書の写し

ウ 聴聞調書等または弁明の写し

- (3) 規定違反固有の資料

違反事実に関する物証または書証の写し

4 参考事項

査察経過、違反処理状況、消防用設備等の形状、機能、奏効例、火災事例等のように検察官の処分決定上参考となると思われる事項を記載すること。

5 犯罪の情状

違反の危険性、法令違反の認識、当該違反の繰り返し状況等、悪しき情状について記載すること。

6 意見

違反内容の危険性、悪質性等の情状の観点から、処罰を必要とする理由等を記載すること。

7 資料の編さん

- (1) 告発書に添付する資料は、一定の順序に従って編さんし、その編さん順序に従って当該書類に丁数を付し、書類目録に記載すること。
- (2) 編さんの順序はおおむね違反調査報告書、実況見分調書、違反現場関係図面、質問調書、犯罪事実の証拠資料、情状の認定資料、その他参考資料、住民票等の行政機関において認証した資料の順とする。

(令3消本訓令6・旧第18条繰下・一部改正)

(過料事件の通知)

第20条 規程第28条に規定する過料事件の通知は、法第8条の2の3第5項違反「特例認定防火対象物における管理権限者の変更届出」を3か月以上怠っている場合とする。

(令3消本訓令6・旧第19条繰下・一部改正)

(代執行の要領等)

第21条 規程第30条に規定する代執行は、次により行うものとする。

- (1) 代執行は、命令事項が履行されない場合のほか、告発によってもなお違反が是正されない場合で、他の方法によってはその履行を確保することが困難であり、かつ、履行義務を放置しておくことが著しく公益に反する場合に行うものとする。
- (2) 代執行の対象
規程第18条に基づく命令、第24条に基づく告発によっても履行されない違反防火対象物等とする。

(3) 戒告(行政代執行法第3条)

代執行を行うには相当の履行期限を定め、その期限までに履行されないときは、代執行すべき旨を予め戒告書により戒告すること。ただし、非常の場合または危険切迫の場合において義務内容の急速な実施について緊急の必要があり、戒告手続きをとる暇のないときはこれを省略することができる。

(4) 通知(行政代執行法第3条)

戒告を受けても、なお履行しないときには代執行令書により、代執行を行う日時、代執行のために派遣する執行責任者の階級・氏名、代執行の内容および代執行に要する費用の概算見積額を義務者に通知すること。ただし、前号のただし書きと同様の条件のときには、この手続きを経ないで代執行することができる。

(5) 代執行の実行(行政代執行法第4条)

指定期間内に義務履行がない場合に代執行が行われることになるが、この際現場に派遣された執行責任者は、自分が執行責任者であることを示す証票、代執行執行責任者証を携帯し、相手方や関係者の要求があるときにはこれを呈示すること。

(6) 費用の徴収

代執行を行った場合は、代執行で実際に要した費用の額およびその納期を定め、義務者に対し代執行費用納付命令書によって、その納付を命じなければならない。義務者が、費用を納付しないときは、国税滞納処分の例(差押え)により強制徴収(代執行法第6条第1項)することができる旨を申し添えること。

2 教示

戒告書、代執行令書による通知および代執行費用納付命令書には、行政不服審査法に定める審査請求の内容を教示すること。

3 代執行に係る留意事項

- (1) 代執行責任者は、複数の者を指定すること。
- (2) 警察官等中立な立場にある第三者を立会人としておくこと。
- (3) 物件を除去する際には、調書を作成すること。この場合、立会人の立会いのもとに行い、各動産の位置、数量を確認し、図面を作成しておくこと。
- (4) 代執行を行う場合は、作業の内容、規模等から第三者に作業を行わせる方法を選択することができるものとする。

(令3消本訓令6・旧第20条繰下・一部改正)

(略式の代執行)

第22条 規程第33条に規定する略式の代執行は、法第3条第2項または第5条の3第2項の規定に基づく、行政庁が義務を命ずるべき者を確知し得ない場合の代執行(略式の代執行)の主体および手続を定めているが火災の予防に危険であると認める物件あるいは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の例については、規程別表第1の違反処理基準を参照のこと。

(令3消本訓令6・旧第21条繰下・一部改正)

(違反処理の報告等)

第23条 消防長または署長以外の職員が口頭命令を行った場合の消防長への報告については、その場で完了したものに限り違反処理完結報告書(様式第12号)に物件措置命令書の写しを添付して報告することとし、違反調査報告書による報告は省略する。

(令3消本訓令6・旧第22条繰下・一部改正)

(送達)

第24条 規程第34条に規定する警告書等のうち警告書の送達は、調査員が当該防火対象物に出向または関係者を来署させ、関係者に違反の内容および改修方法等を十分説明した後に直接交付すること。

2 配達証明付き内容証明郵便については、違反処理マニュアルを参照すること。

(令3消本訓令6・旧第23条繰下・一部改正)

(物件の保管等)

第25条 規程第37条に規定する措置をとるべき必要があると認める物件を保管する場合の留意事項等は次のとおりとする。

- (1) 保管上の規制を受けるものまたは保管に相当の場所を確保する必要があるものは、除去物件の状態に応じた場所を保管場所として決定すること。
- (2) 保管場所については、必要に応じて民間の賃貸倉庫等をあらかじめ調査し、除去に際して支障のないようにすること。
- (3) 物件の除去、保管について費用の支出を要するときは、鯖江・丹生消防組合財務規則(昭和54年規則第4号。以下「財務規則」という。)の定めるところにより処理するものとする。
- (4) 除去作業中に、所有者、管理者または占有者で権原を有する者(以下「所有者等」という。)であると主張する者が現れた場合は、作業を中止し質問等により当該物件の所有者等であることが確認されたときには、物件の除去等の必要な措置をとらせること。
- (5) 所有者等であることを主張する者の確認にあつては、物件の存置場所、存置理由その他当該物件との関連について質問し、その旨を録取すること。

(令3消本訓令6・旧第24条繰下・一部改正)

(保管物件の公示)

第26条 規程第38条に規定する公告は、保管物件について(公告)(様式第13号)を掲示し、作成要領は次のとおりとする。

- (1) 本文最初の書き出しは、適用する法条の要件を記載すること。
- (2) 物件を保管したときは、署長はすみやかに保管物件公告手続を行うとともに、公告の写しを消防署・分署・分遣所の事務所または掲示場に掲示すること。また、保管物件一覧簿(様式第14号)を作成して、随時関係者が閲覧できるようにしておくものとする。

(令3消本訓令6・旧第25条繰下・一部改正)

(保管物件の売却)

第27条 規程第39条中の「滅失もしくは損傷するおそれがあるときまたはその保管に不相当な費用もしくは手数を要するとき」とは、保管物件が容易に損傷するおそれがある場合や倉庫料等保管のための費用が物件の価値に比較して高すぎる場合もしくは当該物件の性質上保管に著しく労力を要し、その労力が物件の価値に比較して不相当な場合をいい、具体的には、食品、動植物等の生き物、冷凍保存が必要な物品(薬品等)をいう。

2 保管物件を売却したときは、財務規則の定めるところにより処理するものとする。

(令3消本訓令6・旧第26条繰下・一部改正)

(保管物件の返還等)

第28条 規程第40条に規定する、保管物件または売却代金について権原を有する者であることを証することができる書類とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 所有者等が本人の場合は、本人の住民票および住所、氏名等を証明できる書類をいう。
- (2) 所有者等の代理人の場合は、所有者等の委任状、住民票、印鑑証明および代理人の身分証明書等をいう。

(令3消本訓令6・旧第27条繰下・一部改正)

(法定期間経過後の処理)

第29条 規程第41条の規定による法定期間を経過とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第64条第6項の規定により公示から6か月を経過した場合をいい、物件については、財務規則の定めるところにより処理するものとする。

(令3消本訓令6・旧第28条繰下・一部改正)

(危険物の収去)

第30条 法第16条の5第1項の規定に基づき危険物もしくは危険物であることの疑いのある物を収去しようとするときは、鯖江・丹生消防組合危険物規制規則第16条の規定によるものとする。

(令3消本訓令6・追加)

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第10条関係)

(令3消本訓令6・一部改正)

警告書等作成上の履行期限

規定違反に対する直接の罰則規定が適用される違反	違反事項	履行期日
	立入検査の拒否、妨害、忌避等を行った者(消防法第4条第1項)	例1：今後、立入検査の…をしないよう警告します。 例2：今後、立入検査の妨害をした場合は告発する場合があります。
	点検の紛らわしい表示違反をした者(消防法第8条の2の2第3項)	原則即時
	特例認定の表示に係る、紛らわしい表示違反をした者(消防法第8条の2の3第8項準用)	原則即時
	防災対象物品の表示違反をした者(消防法第8条の3第3項)	原則即時
	消防用設備等の検査受忍義務に違反したもの(消防法第17条の3の2)	30日以内
	防火管理者選任届出義務違反に違反したもの(消防法第8条第2項)	60日以内
	消防設備士の消防用設備等の着工届出義務に違反した者(消防法第17条の14)	30日以内
	防火対象物点検報告義務に違反したもの(消防法第8条の2の2第1項)	60日以内
	消防用設備等設置届出義務に違反した者(消防法第17条の3の2)	30日以内
	消防用設備等点検報告義務に違反した者(消防法第17条の3の3)	60日以内
	火災警報発令中の火の使用制限に違反した者(消防法第22条第4項)	原則即時
	指定区域内のたき火または喫煙の制限に違反した者(消防法第23条)	原則即時
	特例認定を受けた防火対象物の管理について権原を有するものに変更があった場合、その届出を怠ったもの(消防法第8条の2の3)	60日以内

違反項目等	違反事項	履行期限
危険物の無許可貯蔵または取扱い(法第10条第1項)	危険物の無許可貯蔵または取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵または取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し取り扱っているもの 製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、または取り扱っているもの	原則即時
製造所等における危険物の貯蔵または取扱いに関する基準違反(法第10条第3項)	製造所等における危険物の貯蔵または取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの 製造所等における危険物の貯蔵または取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるものまたはそのおそれがあるもの 法第11条第1項の規定による許可もしくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物またはこれらの許可もしくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、または取り扱っているもので、当該貯蔵または取扱いにより製造所等の位置、構造または設備の変更許可を要するもの	改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間
製造所等の位置、構造または設備の無許可変更(法第11条第1項)	製造所等の位置、構造または設備を無許可で変更しているもの	変更許可手続、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間
製造所等の完成検査前使用(法第11条第5項)	設置許可または変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	原則即時
製造所等の位置、構造または設備に関する基準違反(法第12条第1項)	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生が著しく大きなもの 法第10条第4項の基準に適合しないもの(上欄の場合を除く)	原則即時 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間
製造所等の緊急使用停止等(法第12条の3)	製造所等またはその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	原則即時

製造所等において危険物保安監督者の未選任等(法第13条第1項、第3項)	危険物保安監督者を選任していないもの、または危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	原則即時
	危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	
危険物保安監督者の法令違反	危険物保安統括管理者または危険物保安監督者が法律または法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	原則即時
	危険物保安統括管理者または危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが、公共の安全の維持または災害発生防止上支障があるもの	
予防規程未完成等(法第14条の2)	予防規程を作成していないもの	原則即時
	予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	
特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施(法第14条の3第1項、第2項)	特定屋外タンク貯蔵所または移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	保安検査、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間
製造所等の定期点検未実施等(法第14条の3の2)	定期点検を未実施のもの	原則即時
	点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、または点検記録を保存しなかったもの	
危険物の運搬に関する基準違反(法第16条)	危険物の運搬基準に違反しているもの	改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間
移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送(法第16条の2第1項)	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	原則即時
製造所等における事故発生時の応急措置未実施(法第16条の3第1項)	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	原則即時

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

告発留保報告書

告 発 事 案		
違反者	名 称	
	権原者氏名	
	住 所	
違反該当条項		
罰 条 及 び 罰 名		
違 反 事 項		
保 留 事 由		
意 見		

様式第2号(第7条関係)

実況見分調書(第 回)

実況見分日時 開始 年 月 日 時 分 ころ
終了 年 月 日 時 分 ころ

1 所在地 県 市 町 丁目 番 地

2 名 称

3 用 途

上記防火対象物における消防用設備等の維持管理状況について、本職は次のとおり見分した。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部（消防署）

階 級

氏 名 印

実況見分の目的

実況見分の立会人

住 所 県 市 町 丁目 番 号

役職・氏名・生年月日

様式第2号の2(第7条関係)

--

様式第3号(第8条関係)

(令3消本訓令6・全改)

様式第3号(第8条関係)

		質	問	調	書		
質問実施日開始		年	月	日	時	分	ころ
時	終了	年	月	日	時	分	ころ
1	防火対象物の所在地	県		市	町	丁目	番 地
2	防火対象物の名称						
上記の防火対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。							
被質問者住所							
氏 名							
生年月日		年	月	日生(	歳)		
職業(職名)							

様式第3号の2(第8条関係)

被質問者署名

上記のとおり録取して読み聞かせ(閲覧させ)たところ、誤りのないことを申し立て署名した。

上記のとおり録取して読み聞かせ(閲覧させ)たところ、誤りのないことを申し立てたが、署名を拒否した。

年 月 日

録取者 鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
階 級

氏 名 印

記録者 鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
階 級

氏 名 印

様式第4号(第9条関係)

(令3消本訓令6・旧様式第5号繰上・全改)

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

通 知 書

警察署長 殿

鯖江・丹生消防組合消防本部（消防署）

消防長（消防署長） 印

年 月 日付けで連絡のあった施設については、下記のとおりです。

記

1 施設名称等

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 営業者氏名

2 消防用設備等の設置および防火管理者の選任状況

(1) 必要とする消防用設備等

消 防 用 設 備 等 の 種 類	設 置 の 有 無

(2) 防火管理者の選任

要 ・ 否

連 絡 先	担当課・係			
	担 当 者 名			
	電 話		F A X	

様式第5号(第10・13条関係)

(令3消本訓令6・旧様式第6号繰上・全改)

様式第5号(第10・13条関係)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部（消防署）

消防長（消防署長） 殿

住 所
氏 名（署名）

受 領 書

年 月 日付け第
領しました。

号の

書は、確かに受

様式第6号(第11条関係)

（令3消本訓令6・旧様式第8号繰上・全改）

様式第 6 号(第 11 条関係)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部（消防署）

消防長（消防署長） 殿

所 属

階 級

氏 名

印

違 反 調 査 報 告 書

違 反 者	住 所	市 町 丁 目 番 号			
	氏 名 生年月日	年 月 日生(歳)	職 業		
対 象 物 状 の 状 況	所 在	市 町 丁 目 番 号			
	名 称		構造 規模	地上 階 延面積	構造 m ²
	用 途				
違 反 事 実					
違 反 条 項					
違反の概要 (発 生 事 由・経過等)					
参 考 事 項 (立 入 検 査 経過等)					

様式第7号(第12条関係)

(令3消本訓令6・旧様式第11号繰上・全改)

様式第7号(第12条関係)

処分の原因となる事実の認定資料目録

番号	資 料 等 名 称	頁数	資料作成年月日	備 考 欄

様式第8号(第12条関係)

(令3消本訓令6・旧様式第12号繰上・全改)

様式第 8 号(第 12 条関係)

年 月 日

聴 聞 調 書

聴聞主宰者
職・氏名

印

記

- 1 聴聞の件名
- 2 聴聞の期日
年 月 日() 時 分から 時 分まで
- 3 聴聞の場所
県 市 町 丁目 番 号
階 室
- 4 聴聞当日出頭者
氏 名
住 所 県 市 町 丁目 番 号
- 5 説明を行った消防職員の所属、階級および氏名
- 6 消防行政機関の説明の要旨
 - (1) 内容及び根拠条文
 - (2) 不利益処分の原因となる消防法令違反事項及び根拠条文
 - ア 違反概要
 - イ 違反事項
- 7 出頭者の意見陳述の要旨
- 8 提出された証拠書類等の標目
- 9 上記以外の参考事項

様式第9号(第12条関係)

(令3消本訓令6・旧様式第13号繰上・全改)

様式第9号(第12条関係)

鯖・丹消第 号
年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部（消防署）
消防長（消防署長） 殿

聴聞主宰者
職・氏名 印

聴 聞 報 告 書

聴聞通知書(年 月 日付鯖・丹消第 号)に係る聴聞を終結したので、その結果を報告します。

記

聴 聞 の 件 名	
聴聞当事者等の主張	
聴聞当事者等の主張に対する主催者の意見	

備考 聴聞調書等を添付すること。

様式第10号(第13条関係)

(令3消本訓令6・旧様式第14号繰上・全改)

物 件 措 置 命 令 書

発令年月日	年 月 日	発 令 者	
		所 属 階 級 氏 名	
所 在 地		名 称	
行 為 者 ・ 権 原 者 等			
住 所 氏 名	県 市 町 丁目 番 号		電話番号
命 令 の 主 体	命 令 用 件		対応した必要な措置
屋外の火災予防措置 (法第3条第1項)	屋外において	火災の予防に危険であると認める	行為
		消火、避難その他消防の活動に支障になると認める	物件
防火対象物に対する措置命令 (改修・移転・除去等) (法第5条第1項)	防火対象物の位置・構造・設備または管理の状況	火災の予防に危険であると認める	
		消火、避難その他消防の活動に支障になると認める	
		火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	
		その他火災の予防上必要があると認める場合	
防火対象物に対する措置命令 (法第5条の3第1項)	防火対象物において	火災の予防に危険であると認める	行為
		消火、避難その他消防の活動に支障になると認める	物件

本 命 令 の 受 領 書	
受 領 年 月 日	住 所 県 市 町 丁目 番 号
年 月 日	氏 名 (署名)

教示

この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合消防本部消防長（消防署長）に対して審査請求することができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

物 件 措 置 命 令 書

屋外における火災予防に危険な行為等の規定により、次の措置をとるべきことを命じた。

発令年月日	年 月 日	発 令 者	
		所 属 階 級 氏 名	
所 在 地		名 称	
行 為 者 ・ 権 原 者 等			
住 所 氏 名	県 市 町 丁 目 番 号		電話番号
法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項		対応した必要な措置	
屋外における火災予防に危険な行為等	なるものと認める物件 次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認められるもの又は消火避難その他の消防活動に支障に	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為	
		2 残火、取灰又は火粉	
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	

本 命 令 の 受 領 書	
受 領 年 月 日	住 所 県 市 町 丁 目 番 号
年 月 日	氏 名 (署名)

教示

この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合消防本部消防長（消防署長）に対して審査請求することができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

年 月 日

違反処理完結報告書

このことについて、 年 月 日付け、物件の措置命令事案は、下記のとおり
完結しました。

記

1 対象物名称

2 用途(施設名)

3 命令内容および根拠法令

4 添付書類

5 履行期限 年 月 日まで

6 完結年月日 年 月 日

7 備 考

年 月 日

保管物件について(公告)

と認めるので、消防法第 条 の規定により、下記物件を保管しました。心当たりの人は、すみやかに当消防署に申し出てください。

鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
消防長(消防署長) 印

記

1 名称または種類

2 形状および数量

3 物件の所在した場所

県 市 町 丁目 番 号

4 除去した日時

年 月 日 時 分頃

5 保管を始めた日時

月 日 時 分頃

6 保管の場所

県 市 町 丁目 番 号

7 保管物件の返還を求めるための必要事項

保管物件と権利関係を証明し得る書類を持参すること。

様式第14号(第26条関係)

保管物件一覽簿

[illegible]

注1 公示年月日欄には、上段に消防本部等の掲示場に掲示した年月日を、下段には、○
○市(町)公報または新聞に掲載した場合の掲載年月日をそれぞれ記入する。

2 備考欄には、保管物件を売却した時の売却年月日または返還した時の返還年月日等を記入する。